社会福祉法人　小樽四ツ葉学園

生活介護事業所　よつばふれあい　運営規程

（目　的）

第１条

社会福祉法人　小樽四ツ葉学園が設置運営する生活介護事業所　よつばふれあい（以下「事業所」という。）が行う指定生活介護事業の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、利用者に対し、適正な指定生活介護を提供することを目的とする。

（運営方針）

第２条

事業所が行う指定生活介護事業は、利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、常時介護を要する利用者に対して、排泄、食事の介護、創作的活動または生産活動の機会の提供、その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。

２　自らが提供する指定生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

３　指定生活介護の提供に当たっては、地域や家庭との結び付きを重視し、市区町村、他の指定障害福祉サービス事業者、その他保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

４　利用者の人権の擁護、利用者に対する虐待の防止等のため、次の措置を講ずるよう努めるものとする。

（事業所の名称及び所在地）

第３条

事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

（１）　名　称　　よつばふれあい

（２）　所在地　　小樽市桜４丁目１０番１号・２号

（従業員の職種、員数及び職務内容）

第４条

事業所に勤務する従業員の職種、員数及び職務内容は、次の通りとする。

（１）　管理者　１名（常勤・兼務）

管理者は、従業員及び業務の管理を一元的に行う。

（２）　サービス管理責任者　１名（常勤・専従）

サービス管理責任者は、次の業務を行う。

ア　次条に規定する生活介護計画の作成等に関すること。

イ　利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、当該事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。

ウ　利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な援助を行うこと。

エ　他の従業員に対する技術指導または助言を行うこと。

（3）　生活支援員　１５名（常勤・専従６名、非常勤・専従９名）

生活支援員は、指定生活介護のサービスの提供を行う。

（4）　看護師　１名（非常勤・専従）

（5）　医師（嘱託医）　１名

（生活介護計画の作成等）

第５条

管理者は、サービス管理責任者に生活介護計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

2　生活介護計画の作成に当たっては、適正な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて、利用者の希望する生活や課題を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での、適切な支援内容の把握をするものとする。

3　前項に規定する適切な支援内容の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、利用者に面接をして行うものとする。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得るものとする。

4　サービス管理責任者は、アセスメントの結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための取組み課題、指定生活介護の目標及びその達成時期、指定生活介護を提供する上での留意事項等を記載した生活介護計画の原案を作成するものとする。この場合には、当該生活介護事業所が提供する指定生活介護以外の福祉サービス等の利用も含めて、生活介護計画に位置づけるよう努めるものとする。

5　サービス管理責任者は、生活介護計画の作成に係る会議（利用者に対する指定生活介護の提供に当たるサービスの担当者等を招集して行う会議をいう。）を開催し、前項に規定する生活介護計画の原案の内容について、意見を求めるものとする。

6　サービス管理責任者は、第４項に規定する生活介護計画の原案の内容について、利用者またはその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得るものとする。

7　サービス管理責任者は、生活介護計画を作成した際には、当該生活介護計画を利用者に交付するものとする。

8　サービス管理責任者は、生活介護計画の作成後、少なくとも６ヶ月に１回以上定期的に生活介護計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて生活介護計画の変更を行うものとする。

9　前項に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者と連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行うものとする。

（１）　定期的に利用者に面接すること。

（２）　定期的にモニタリングの結果を記録すること。

10　第１項から第７項までの規定は、第８項に規定する生活介護計画の変更について準用する。

（主たる対象者）

第６条

事業所が行う指定生活介護の主たる対象者は、知的障がい者とする。

（営業日及び営業時間）

第７条

事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

（１）　営業日は、月曜日から土曜日とする。但し、12 月 29 日から１月３日までと国民の休日・祝祭日を除く。

（２）　営業日は、月曜日から金曜日までは８時 30 分から 17 時 30 分までとし、土曜日は８時 30 分から 13 時 30 分までとする。

（３）　サービス提供時間は、月曜日から金曜日までは９時から 16 時までとし、土曜日は９時から 13 時までとする。

（利用定員）

第８条

利用定員は 40 名とし、これを超えて生活介護の提供を行わないものとする。但し、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（指定生活介護の内容）

第９条

事業所で行う指定生活介護の内容は、次の通りとする。

（１）　排泄または食事等の介護

（２）　創作的活動及び生産活動の機会の提供

（３）　その他身体機能及び生活能力向上のために必要な援助

（利用者から受領する費用の額）

第10条

指定生活介護を提供した際は、利用者から当該指定生活介護に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。

２　法定代理受領を行わない指定生活介護を提供した際は、前項に掲げる利用者負担額の他、利用者から障害者自立支援法第29条第３項に規定する介護給付費の額の支払いを受けるものとする。

３　前２項の支払いを受ける額の他、指定生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、利用者から次の各号に掲げる費用の支払いを受けるものとする。

（１）　弁当の斡旋に要する費用

１食当たり　370円

４　前３項の費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を利用者に対し、交付するものとする。

５　第３項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、予め利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

（通常の事業の実施地域）

第11条

通常の事業の実施地域は、小樽市と札幌市の一部（西区・手稲区）とする。

（サービスの提供に当たっての留意事項）

第12条

利用者のサービス利用中における不測の事故等を防ぐため、施設利用者に対して、総合的に事故予防についてのサービス支援を行う。

２　施設や設備の利用に関する注意事項。

①　施設内に危険物、加熱器具、暖房器具、動物など原則として持ち込むことができません。

②　共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用し、大切に扱うように努めてください。

故意に、またはわずかな注意を払うことにより避けられたにもかかわらず、施設設備を壊したり、汚したりした場合、ご利用者に自己負担により現状に復して頂くか、または相当の代価をお支払い頂くことがあります。

（緊急時等における対応方法）

第13条

従業員は、現に指定生活介護の提供を行っているときに、利用者に病状の変化が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに、医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。

（非常災害対策）

第14条

事業所は、消火設備その他の非常災害に際して、必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するものとする。

2　事業所は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

（人権の擁護及び虐待の防止のための措置）

第15条

事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

（1）　人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者の選定及び必要な体制の整備

（2）　成年後見制度の利用支援

（3）　苦情解決体制の整備

（4）　虐待の防止を啓発・普及するための職員に対する研修の実施

（5）　その他利用者の人権の擁護、虐待の防止等のための必要な措置

（地域生活支援拠点等事業の機能を担う事業所）

第16条

事業所は、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成18年厚生労働省告示第395号）第一の二の3」に規定する地域生活支援拠点等として次の機能を担う。

（1）　体験の機会・場の提供

医療機関や施設からの退院・退所又は親元からの自立に当たって、障害福祉サービスの利用や一人暮らし体験の機会・場を提供する機能。

（2）　専門的人材の確保・養成

医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障がい者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能。（小樽市障害者基幹相談支援センター等が開催する

研修への参加、法人外で開催される研修への参加等）

（３）　地域の体制づくり

小樽市障害者基幹相談支援センターや相談支援事業所、他の障害福祉サービスを行う事業所と連携して、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能。

（その他運営に関する重要事項）

第17条

従業員の資質の向上のために、次の通り研修の機会を確保するものとする。

（１）　採用時研修　採用後１カ月以内

（２）　継続研修　　年１回

２　従業員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らしてはならない。

３　事業所の従業員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことがないよう、従業員でなくなった後についても、これらの秘密を保持すべき旨を従業員との雇用契約の内容とする。

４　事業所は、従業員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

５　事業所は、利用者に対する指定生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該指定生活介護を提供した日から５年間保存するものとする。

（１）　生活介護計画書

（２）　提供した具体的なサービスの内容等の記録

（３）　市町村への通知に係る記録

（４）　身体拘束等の記録

（５）　苦情の内容の記録

（６）　事故の状況及び事故に際して執った処置についての記録

６　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人小樽四ツ葉学園と事業所の管理者との協議に基づいて定める。

（改　正）

第18条

この規程の改正は、法人理事会の議決により行う。

附　則

この規程は、平成２４年　２月　１日から施行する。

この規程は、平成２４年　４月　１日から施行する。

この規程は、平成２４年１０月　１日から施行する。

この規程は、平成２４年１２月　１日から施行する。
この規程は、平成２６年　４月　１日から施行する。
この規程は、平成３０年　４月　１日から施行する。
この規程は、令和　３年１０月　１日から施行する。
この規程は、令和　４年　４月　１日から施行する。
この規程は、令和　５年　４月　１日から施行する。